

◆ 国民健康保険税額の算出について ◆

国民健康保険税額の算出については、下記に基づいて行われます。
ただし、個別の要件により、算出額が異なる場合がございます。
詳しくは、税務課へお尋ねください。

1. 税率

医療給付費分	所得割	7.00%
	均等割	27,000円
	平等割	18,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.60%
	均等割	11,000円
	平等割	7,500円
介護納付金分 (40～65歳)	所得割	2.30%
	均等割	12,000円
	平等割	6,000円

- ① 所得割：(基準総所得金額－43万円)×所得割税率
- ② 均等割額：世帯内の国保加入者数×均等割額
- ③ 平等割額：1世帯ごとに係る金額

①～③の区分ごとに算出された金額の合計が年間の国民健康保険税額となります。

2. 軽減判定所得について

世帯内の所得の合計が、下記の金額を下回ると軽減が行なわれます。

7割軽減＝43万円＋10万円×(給与所得者等の数(注2)－1)

5割軽減＝43万円＋30.5万円×(被保険者数(注1))＋10万円×(給与所得者等の数(注2)－1)

2割軽減＝43万円＋56万円×(被保険者数(注1))＋10万円×(給与所得者等の数(注2)－1)

注1：被保険者数には、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療保険の被保険者へ移行した者(特定同一世帯所属者)の人数を含めます。

注2：給与所得者等の数は、給与収入が55万円を超える者(給与所得者)の数と、給与所得者を除く公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))を受ける者の数の合計です。

3. 課税限度額(最高税額)について

109万円 (基礎課税額66万円＋後期高齢者支援金26万円＋介護納付金17万円)

4. その他

条件によっては、税務課への申請をすることで減免や軽減を受けられることがあります。
申請期限がありますのでお早めに税務課へご相談ください。